

中国が脱炭素関連向けに大幅な「利下げ」

脱炭素関連企業の投資増加に向け、金融面での土台を築く

2021年11月12日

脱炭素投資促進と金融緩和の副作用抑制を狙った一石二鳥の政策

11日8日、中国人民銀行（以下、中銀）は新たな流動性供給ツールを発表しました。脱炭素関連企業向けの優遇金利の適用で、的を絞った大幅な「利下げ」ともいえるものです。対象分野としては、クリーンエネルギー、省エネと環境保護、炭素排出削減の3つが挙げられています。

今回発表の流動性供給ツールには、2つの特徴があります。1点目は「利下げ」で、企業向けと銀行向けがあります。まず企業向けですが、銀行が今後脱炭素関連企業に貸出を行う際、現在3.85%の1年最優遇貸出金利（LPR）並みの金利で貸出を行うことが定められました。一般的な貸出金利の加重平均は現在5.2%なので、大幅に優遇された金利といえます【図1】。次に銀行向けですが、貸出額の60%に対して中銀が1.75%の金利で流動性供給を行うことです。これは銀行の市場での資金調達金利を大きく下回る水準です【図2】。この結果、銀行は約2%ポイントの利ザヤを確保できるため、脱炭素関連企業への貸出意欲が一段と高まると期待されます。2点目は、銀行が先に貸出を行ってから中銀が流動性供給を行うという手順が決まっていること（「先貸後借」）と、その際、貸出について脱炭素の効果なども含め、中銀への報告が求められていることです。これらにより低金利のマネーが確実に脱炭素関連企業の実需に向かい、金融市場でバブルを引き起こす副作用を抑制する効果が期待されます。

今後、政府は各産業の脱炭素に向けた具体策を順次発表する予定です。中銀の今回の発表は脱炭素に向けた金融面での土台と考えられ、脱炭素投資を力強く後押しすると期待されます。

図1 企業向け貸出金利の状況

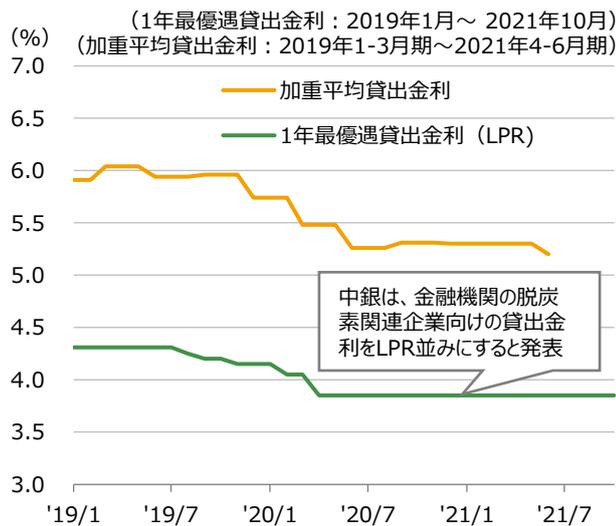
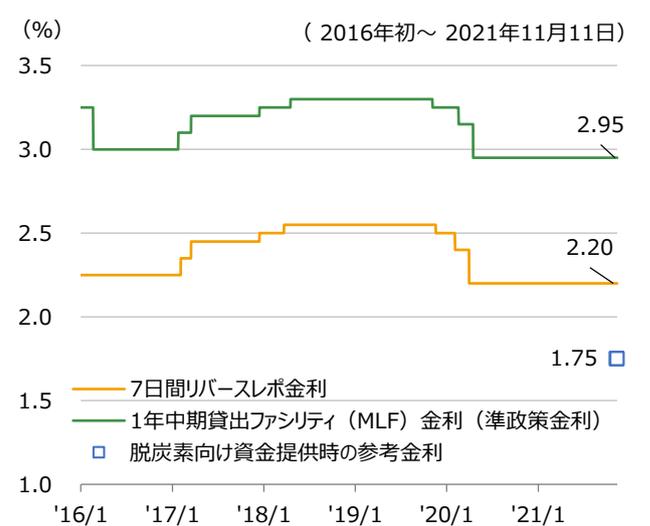


図2 中銀の流動性供給ツールの金利



当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会